

4月入所者の皆様へ

自主的に自承している人

目黒区子育て支援部

保育課長 大塚 浩司  
(公印省略)

2ヶ月登園(4月)と自承(5月)

### 保育施設入所に伴う利用開始時期について

日頃より、目黒区の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

現在、目黒区認可保育施設では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご家庭で保育が可能な方については、ご家庭での保育にご協力いただくよう、3月10日から5月6日までを登園自粛期間としているところです。さらに、都内感染者が急増している状況の中、令和2年4月7日に内閣総理大臣より「緊急事態宣言」が発表されました。

これまで4月入所の方に対しては、保育施設の利用条件として、4月に一日でもご利用いただくことをお願いしておりましたが、このような状況を鑑み、利用開始時期についての取り扱いを下記のとおりと致します。なお、既に4月に一日でも保育施設をご利用いただき、その後休所している方については、利用条件を満たしているため、特段ご対応していただく必要はございません。

#### 記

##### 1 利用開始時期

下表のとおり取り扱いとします。4月又は5月に一日も保育施設を利用しなかった場合は退所となりますのでご注意ください。

	原則	特例措置
保育施設利用の最低条件	4月に一日でも保育施設を利用する必要がある。	<u>4月又は5月に一日でも保育施設を利用する必要がある。</u> ※4月に一日も利用しないことも可とする。

##### 2 手続き

上記1の「特例措置」の適用を受けるにあたり手続きは特に必要ありませんが、保育施設へ連絡している利用開始時期から変更がある場合は、必ず保育施設に利用開始時期を連絡してください。

##### 3 保育料の取り扱いについて

登園自粛等により一日でも欠席された場合の令和2年3月から5月分の保育料及び区立保育園の延長保育料については、月を単位に日割り計算による減額を行います(※登園した日は延長利用の有無にかかわらず、延長保育料の日割りの対象とはなりません)。また、登園自粛により一日も保育施設を利用しない場合は、当該月の保育料を免除します。計算方法等の詳細は、下記のとおりです。

###### (1) 欠席日数の把握について

保育園を通じて登園自粛による欠席日数を確認します。

※登園自粛による減額・免除の適用を受けるにあたり、保護者の手続きは特に必要ありません。

###### (2) 減額・免除する保育料の算出方法

【減額】 月額保育料×その月の登園自粛等により欠席した日数÷25

【免除】 当該月の月額保育料を全額免除

※登園自粛期間と里帰り出産や児童の病気による休所期間が重複する場合の減額・免除の取扱については

個別に計算し、金額がより低くなる算出方法を適用します。

(3) 保育料の還付方法

令和2年4月、5月分の保育料は通常通り徴収し、減額・免除分については6月以降の保育料に充当します。4月以降に保育料が生じない方については、後日還付に関する通知をお送りします。

また、地域型保育事業（小規模保育及び事業所内保育等）をご利用の場合も同様ですが、保育料の徴収は施設で行うため、還付方法等は施設にお問い合わせください。

区外から通園している方は、在住の自治体との協議により保育料の取扱いを決定する予定です。

以 上

お問い合わせ先

○利用開始時期に関すること

保育課保育施設利用係

TEL 03-5722-9868～9(直通)

○保育料に関すること

保育課保育施設運営係

TEL 03-5722-8722(直通)